

介護職員等の処遇改善に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 宅老所心 の介護職員等の処遇改善に関する事項を定め、本加算の趣旨に基づき支給することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程にある介護職員等とは、次のとおりとする。

- (1) 介護職員としての雇用契約を締結し、かつ実務を行う者。
- (2) 介護職員以外の雇用契約を締結している者。

(支給の方法)

第3条 処遇改善手当および特定処遇改善手当、または基本給の一部・各種手当の一部・一時金の一部・昇給の原資として支給する。

(手当の額および配分方法等)

第4条 別に定める「介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算ならびに介護職員等ベースアップ等支援加算の支給方法に関する内規」に基づき支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程に定める介護職員等の処遇改善は、介護報酬等における介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に基づいて実施しているものであり、この加算が改廃された場合、それに応じてこの規程も改廃する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年6月15日から施行する。
- 2 令和4年10月15日 一部改正